

# 資料編

平成 22 年 3 月 26 日  
第 2 回行政評価機能強化検討会

# 目 次

- 行政評価機能の抜本的強化ビジョンの具体化プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 行政評価機能の抜本的強化ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 年金記録確認中央第三者委員会の在り方に関する最近の内閣総理大臣、総務大臣の発言・・ 3
- 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（案）・・・・・・・・・・ 4
- 政策達成目標明示制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 予算編成等の在り方の改革について（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 政策評価法施行令改正案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 政策評価に関する基本方針改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（案）・・・・・・ 13
- 規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析の試行（案）・・・・・・ 21
- 総務省行政評価局の所掌・権能（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 総務省の所掌事務（行政評価局関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 参照条文（総務省設置法等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 行政分野別の行政評価局調査の実施状況（平成 11 年～21 年）・・・・・・・・・・ 28
- 第 1 回 行政評価機能強化検討会議事要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 全国行政苦情救済推進会議メンバー・代表者による意見交換会（平成 22 年 3 月 10 日）での御意見等・・ 37
- 機能強化に関する国民からのご意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 行政評価等プログラム（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

# 行政評価機能の抜本的強化ビジョンの具体化プロセス

2月17日（水）17:00～18:30

【行政評価機能強化検討会 第1回】（会議は報道関係者に公開）

出席者：政務三役、総務省顧問、政独委委員、その他外部有識者

議 題：行政評価機能の抜本的強化ビジョンの具体化

- ・機能強化方策について
- ・22年度の行政評価局調査のテーマ案について

政策評価に関する基本的事項、  
総務省が行う評価に関する重  
要事項について政独委政策評  
価分科会へ必要的付議

行政評価機能  
の抜本的強化  
ビジョンに関  
する国民から  
の意見募集

【政独委 政策評価分科会】

2月26日（金）15:00～17:30

行政評価機能強化検討会（第1回）の議論を  
踏まえた審議

議題：○政策評価に関する基本的事項

- ・各府省の情報公開
- ・事前評価の拡充（租税特別措置等）
- ・成果志向の目標設定の推進（政策  
達成目標明示制度への対応）

【政独委

独立行政法人  
評価分科会】

【政独委 政策評価分科会】

3月19日（金）13:00～15:40

議題：○政策評価に関する基本的事項

○総務省が行う評価に関する重要事項

- ・総務省が行う評価の22年度以降の  
テーマ選定
- ・政策評価のチェックの重点化

3月26日（金）18:00～19:30

【行政評価機能強化検討会 第2回】

議 題：行政評価機能の抜本的強化ビジョンの具体化  
（「行政評価等プログラム」案の検討）

年度内目途

平成22年度行政評価等プログラム（大臣決定）の公表

・大臣閣議発言

# 行政評価機能の抜本的強化ビジョン

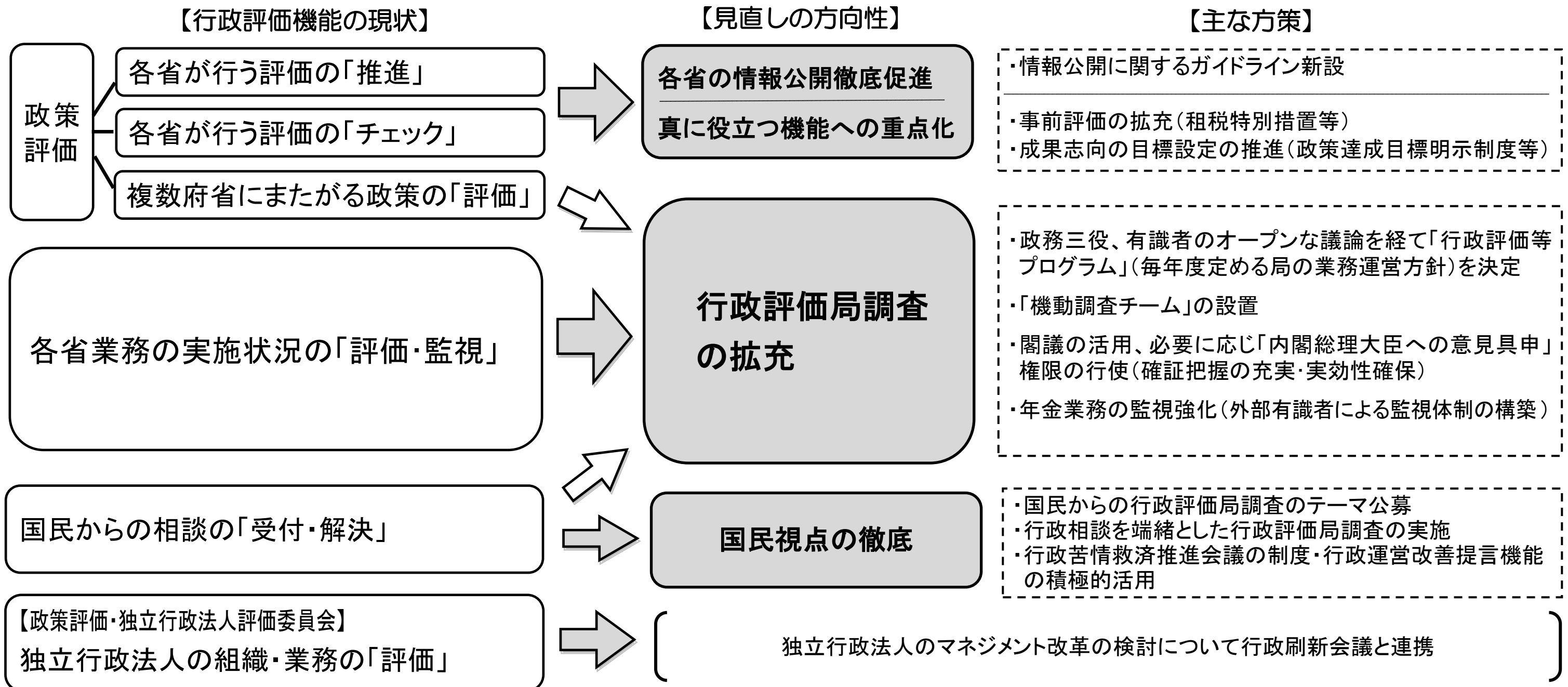
平成 22 年 1 月  
 総 務 省  
 (平成 22 年 1 月 12 日閣僚懇  
 談会・行政刷新会議説明資料)

## 《基本的考え方》

従来からの行政システムの転換が求められている中、行政に対する国民の信頼を回復するため、

- ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
- ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充することにより、内閣を支援する機能を強化。

- 年度内 : 国民や有識者の声を反映しつつ具体化 ⇒ 「行政評価等プログラム」に盛り込み(順次、政令等改正)
- 機能強化とともに、局の組織・体制・名称、法制度等を中期的に検討
- ※ 具体化・実行に当たり、年金記録問題の動向に留意



年金記録確認中央第三者委員会の在り方に関する最近の内閣総理大臣、総務大臣の発言

○ 参議院予算委員会（平成 22 年 3 月 18 日）における鳩山内閣総理大臣答弁（抄）

「・・・今、私どもはマニフェストの話もいただきました、INDEX の中にも記述をいたしております、年金記録回復促進法案、これは通称津田弥太郎法案とも呼ばれている訳でございますが、この法案、一時私どもは提出をいたしたのも事実でございます、この必要性に関して、今、論を待たないと私もそのように考えております。長妻大臣が縷々ご報告申し上げましたように、まずこの問題に対して、法案を提出する前でも出来る限りの努力をするということは事実だと思います。ただ、この問題を考えれば、分かりやすく言えば、本来給付すべき方が給付されていないミス、その逆に給付されるべきでない方に給付してしまうミス、この2つがやはりある訳でございます、その後者に対する懸念という話もありました、過剰救済という話でございます。ただ問題がご案内のとおり、社会保険庁をもとに発生をしているということを考えてときに、救済すべき方をやはり救済をされるのを優先するというのが当然政府が取るべき道だとそのように考えております。・・・」

○ 年金記録確認中央第三者委員会基本部会（平成 21 年 12 月 24 日）における原口総務大臣挨拶（議事要旨より抜粋）

- ・ 総務省としては、仕組みを作り、国民の皆様年金に対する安心を獲得して、消えた年金の記録を一刻も早く国家プロジェクトとして回復し、この活動に早い時期のピリオドを打つことが総務大臣としての責務である。委員長始めさらなる御協力を申し上げます。

# 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(案)

平成22年 月 日  
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展等を踏まえ、所要の見直しを行う。

## 1 評価書・要旨の作成等

国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは政策評価の主たる目的の一つであり、必要に応じ、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝える一方で、その詳細な情報についても国民に提供するため、評価書とその要旨の役割分担を明確にするものとする。

また、政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存するものとする。

### (1) 評価書・要旨の役割分担

評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。

要旨については、評価として備えるべき要素を盛り込みつつ、国民にとって当該評価書の主な内容が端的に分かるよう簡潔に作成するものとする。

各行政機関は、評価書及び要旨の役割の違いに留意しつつ、(2)に掲げる事項を踏まえ、所管する政策の特性に応じた評価書の様式を規定するものとする。

### (2) 評価書の作成等に当たっての留意事項

ア 法定記載事項ごとに記載する標準的な内容は、主として以下のとおりである。

#### ① 政策評価の対象とした政策

評価対象政策の目的、目標、手段、根拠法令、政策体系上の位置付け、背景等を記載する。個々の公共事業の評価については、概要図又はその所在情報も記載する。

#### ② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

部局又は機関については、おおむね課レベルまで記載するとともに、時期についてはできる限り具体的に記載する。

#### ③ 政策評価の観点

必要性、効率性、有効性等の観点について、具体的に当該政策についてどのように当てはめたのかを記載する。

④ 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握の際に使用した仮定や前提条件等も含めて記載する。

⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

学識経験者の知見の活用の時期、方法及び意見の反映内容の概要を記載する。

⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、もしくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意する。

i 記載に当たっての留意事項は、以下のとおりである。

(i) データ

- ・ データの名称、作成者、作成時期を評価書に記載する。また、データには、基準時点又は対象期間を付記する。
- ・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 3 項に定める公的統計については、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。ただし、意識調査等については、調査方法、質問用紙、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法、計算結果とともに、使用したデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 定性的なデータ（ケーススタディ、インタビュー等における個別事例）については、データの代表性や客観性に留意して、調査方法を評価書に記載する。

(ii) 文献等

- ・ 文献等の名称、作成者、作成時期を評価書に記載する。

ii 個々の公共事業の評価については、以下にも留意する。

- ・ 便益の算定に関して需要等の予測を行う場合、予測モデル、当該予測に用いたデータ、予測結果の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析については、使用した公的統計その他のデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析マニュアル等については、公表する。

⑦ 政策評価の結果

政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等も踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点に照らして、総合的に導き出された判定、評価の結論的なコメント及び評価結果の政策への反映の方向性を記載する。

イ 政策のコスト・効果については評価書に記載するなどして明示するよう努める。

ウ 国民にとって分かりやすいものとなるよう、専門的な用語には解説や注釈を付し、また、図表やグラフを積極的に活用する。

エ 外部からの検証可能性を確保するため、政策評価の基礎となるデータなど評価に関する情報について、データの解析容易性（CSV形式によるデータの提供）、

印刷容易性（印刷範囲を設定した表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート形式によるデータの提供）などに配慮した形で公表するよう努める。

また、各行政機関は、学識経験者等が実施する政策評価の研究を契機とした政策評価の高度化に資する観点から、行政機関が収集した統計調査の調査票情報を学術研究等に活用する統計法に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計。同法第 34 条）、匿名データの作成・提供（同法第 35 条及び第 36 条）を積極的に進める。さらに公的統計の提供も併せて積極的に推進する。

オ データ等が不足して外部から検証することができないなどの意見・要望が寄せられた場合は、それらを基に、外部からの検証可能性を確保するための適切かつ必要な措置を講ずるよう努める。また、各行政機関に共通する制度上の課題が生じた場合には、総務省が考え方を整理して各行政機関に提示する。

## 2 学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等

学識経験者等からなる政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取組を進める。

各行政機関の国民の意見・要望を受け付けるための窓口については、その所在や受け付けることとする意見・要望の内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう努めるとともに、意見・要望の活用の結果について公表するものとする。

## 3 その他

本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを行う。



## 〈政策達成目標明示制度〉

### 1. 政策達成目標

- ✓ 政権として最優先の大目標で構成
- ✓ 取りまとめ府省(大臣)、関係府省(大臣)を特定

トップダウンで  
作成・指示

### 2. 達成指標

- ✓ 大目標を達成するための数値指標を設定
- ✓ インプット(投入)指標ではなく、アウトカム(成果)指標を採用

関係府省が  
協力して作成

### 3. 達成計画

- ✓ 達成指標を達成するための政策ツール(含む規制改革)を特定
- ✓ 短期(1年)、中期(3年)、長期(10年程度)の工程表を明記

〔国家戦略室  
等と協議〕

### 4. 自己評価(予算監視・効率化チーム)と外部評価によるフォロー

重要政策に関して国民に対する説明責任を果たすとともに、政策実行の透明性向上させ、より少ない予算で、より高い目標の達成を図る。

## 予算編成等の在り方の改革について（抄）

平成 21 年 10 月 23 日

閣 議 決 定

### 4. 政策達成目標明示制度の導入

政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。

政策達成目標明示制度においては、以下のような取組を行うこととし、平成 22 年度は試行期間と位置付ける。詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- (1) 政府として、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- (2) 政策達成目標については、その達成度をできるだけ客観的に検証することができるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを実現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- (3) 政策達成目標、達成指標、達成計画を説明する文書については、政府として統一的なフォーマットを定める。これに基づき、政策達成目標の達成状況について、達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証する。

政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させる。

## 政策評価法施行令改正案について

租税特別措置等に係る事前評価の実施を義務付けるため、政策評価法施行令を改正し、以下の内容を定める。

### 1 租特の新設の場合の事前評価

行政機関は、租税特別措置法又は地方税法の改正により、税負担の軽減・繰延べの措置（法人税、法人住民税・法人事業税）を新設しようとする場合に事前評価を実施しなければならないこととする。（第3条第7号として追加）

### 2 既存の租特の拡充・延長の場合の事前評価

行政機関は、法令改正により、税負担の軽減・繰延べに係る既存の租税特別措置等（法人税、法人住民税・法人事業税）の拡充・延長をしようとする場合に事前評価を実施しなければならないこととする。（第3条第8号として追加）

### 3 施行時期

公布の日から施行。

## 政策評価に関する基本方針改正案

平成 22 年 月 日  
閣 議 決 定

(下線部分が改正事項)

### I 政策評価に関する基本計画の指針

#### 4 事前評価の実施に関する基本的な事項

- ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。
- イ 事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第 1 号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。
- ウ 事前評価については、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにし、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。
- エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。
- オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。
- カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。
- キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(以下「租税特別措置等」という。)に係る政策の事前評価については、平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられ

ている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

## 5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、平成22年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、その他の税目関係の

租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。

#### 7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

### III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

#### 1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」及び、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

## 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（案）

平成22年 月 日  
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の枠組の下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

### I 評価に当たって

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定。以下「22年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税込減を是認するような有効性が客観的に確認されているかが明記されたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

### II 評価の方法

#### 1 評価の対象 (検討中)

## 2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

## 3 評価の実施主体

### (1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

### (2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

## 4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

### (1) 事前評価

#### ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

#### イ 租税特別措置等の必要性等

##### (i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱中の「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテス



ト)に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である((2)イ(i)において同じ)。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠(法律、政令、閣議決定等)に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

#### (ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

#### ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか(確認されるか)を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか(されたか)をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充・延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

#### エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある

る中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

## (2) 事後評価

### ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

### イ 租税特別措置等の必要性等

#### (i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

#### (ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

### ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、デー

タの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

#### エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

#### オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

### 5 評価の実施時期等

#### (1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

#### (2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置か

ら順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

## 6 評価書の記載事項（P）

本ガイドラインにおける事前評価及び事後評価の内容を踏まえ、評価書については、別紙様式によるものとする。

## 7 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

## 8 その他

### (1) 有識者の見解

租税特別措置等の政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

### (2) 分析内容の充実

今後新たに取り組んでいくことになる租税特別措置等の政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省主税局や総務省自治税務局、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実に図っていくことが重要である。

## 租税特別措置等の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	
2	要望の内容	
3	担当部局	
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
8	有効性等	① 適用数等
		② 減収額
		③ 効果ないし達成目標の実現状況
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担
		③ 地方公共団体が協力する相当性（地方税）
10	有識者の見解	

※様式については、今後、税制当局との間の調整により変更があり得る。

### 租税特別措置等の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	
2	租税特別措置等の概要	
3	担当部局	
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
8	有効性等	① 適用数等
		② 減収額
		③ 効果ないし達成目標の実現状況
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担
		③ 地方公共団体が協力する相当性（地方税）
10	有識者の見解	
11	評価結果の反映の方向性	

## 規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析の試行(案)

### 1 規制の事前評価と競争状況への影響の把握・分析の意義

#### (1) 規制の事前評価の意義

規制の事前評価は規制の新設・改廃に関する政策決定を適切に行うために有用な情報を提供するもの。また、評価書の公表を通じて、国論が二分されるような課題について政府が政策決定をする際に用いた情報を国民に対して説明する機能も持つ。

#### (2) 競争状況への影響の把握・分析の意義

事業者に対する規制は競争状況に大きな影響を与える場合があり、規制の導入によって発生すると想定される社会的費用の一つとして、競争状況への影響を考慮する取組が欧米で積極的に進められている。規制の事前評価について多角的な検討を進める観点から、我が国でも取組を推進する意義がある。

### 2 現状と公正取引委員会の関与

規制に関する政策の着想から決定に至る一連の過程の中で、競争状況への影響の把握・分析を行えば、その結果を踏まえた政策決定が可能となる。こうした取組はほとんど行われていないのが現状である。

公正取引委員会は、規制の新設・改廃について、法令協議の際に競争政策の観点(注)からチェックを行っている。規制に関する政策の検討の初期の段階から、各府省が競争状況への影響の把握・分析を行う際、公正取引委員会に相談していくことになれば、政策の実施時期の遅延などのデメリットを避けることができる。

(注) 例えば、過度に競争を制限し、事業者や消費者の利益を必要以上に損なうような規制案となっていないか、など

### 3 対応方針

平成22年度のできる限り早い段階から、規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析を次のような形で試行的に実施する。

- ① 各府省は、規制の事前評価の実施に当たって、欧米での取組を参考に作成した規制の競争状況への影響に関するチェックリストの記入を行う。このため、総務省行政評価局は、作業のフローチャート、記入事例を配付するとともに、公正取引委員会は、チェックリストの記入に関する相談に応

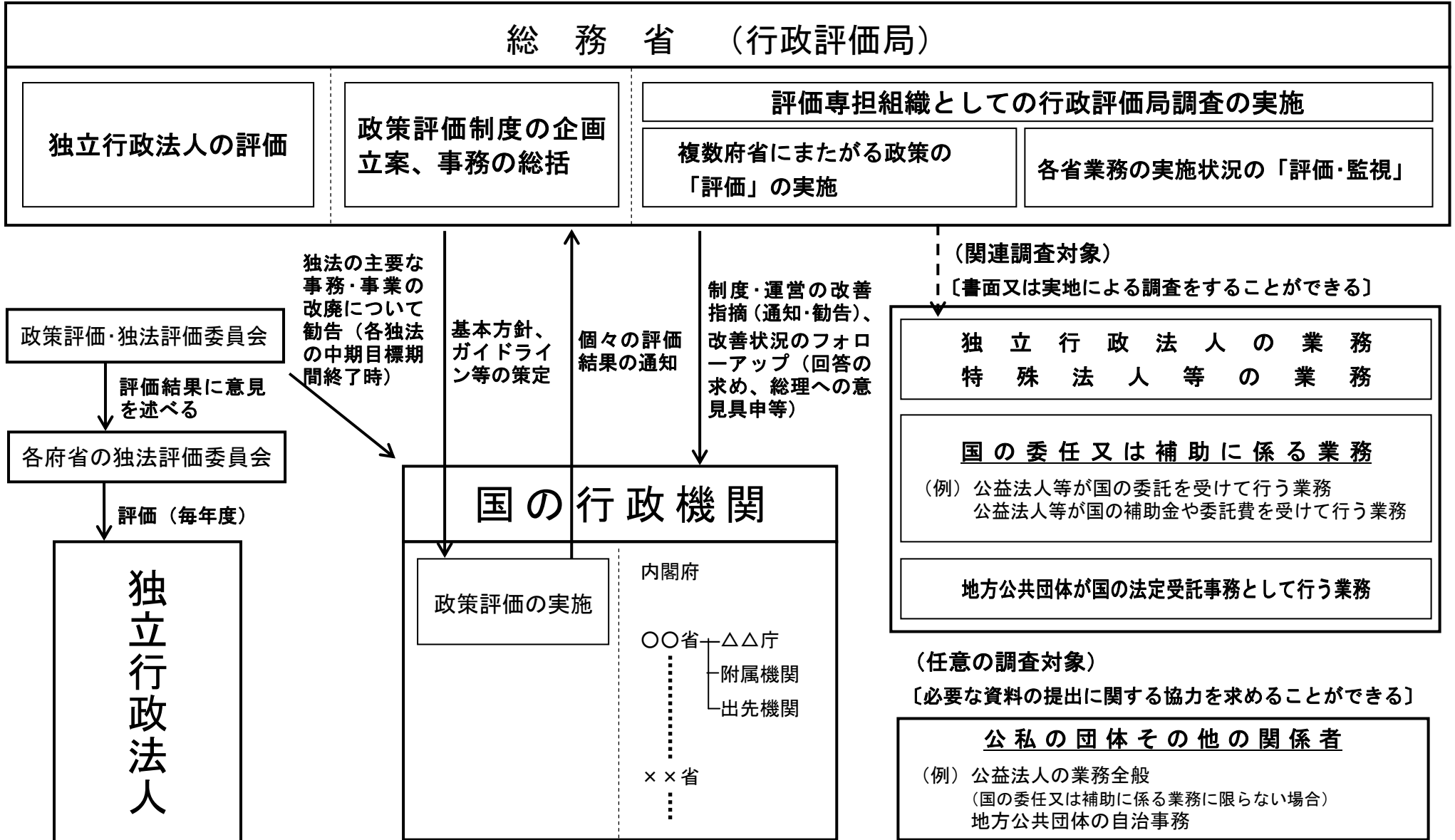
じるなど、必要な支援を行う。

- ② 記入後のチェックリストは、競争状況への影響の把握・分析の方法やチェックリストの改善に資するため、評価書の総務省への提出と同時に、総務省行政評価局及び公正取引委員会に提出する。
- ③ 各府省の任意の取組として、チェックリストの記入により競争状況への影響があると判断された場合に、影響の把握結果を評価書に反映させる。このため、総務省行政評価局は、評価書のサンプルを配付する。

なお、試行の状況・結果を踏まえ、公正取引委員会の関与の仕組みを含め、競争状況への影響の把握・分析の方法、結果の活用方法について十分に検討し、平成 23 年度以降の適切な時期に本格的実施へ移行する。



# 総務省行政評価局の所掌・権能（概要）



複数府省にまたがる政策の「評価」 : 主として政策の効果を把握、分析、評価し、政策自体の見直しにつなげるもの  
 各省業務の実施状況の「評価・監視」 : 主として政策の実施状況を把握し、行政運営の改善につなげるもの

## 総務省の所掌事務（行政評価局関係）

対 象	総務大臣の権限	行政評価局調査等 (設置法 § 4 ⑰⑱、評価法 § 12, 15)			政策評価制度の推進 (設置法 § 4 ⑰)	独立行政法人評価 (通則法 § 32⑤、 § 35③)	行政相談 (設置法 § 4 ⑰)
		複数府省にまたがる政策の「評価」	各省業務の実施状況の「評価・監視」				
国の行政機関	(設置法 § 6、評価法 § 15, 17) ・ 資料提出・説明徴求、実地調査 ・ 勧告 ・ 勧告に基づきとった措置の報告徴求 ・ 内閣総理大臣への意見具申	○	○		企画・立案 事務の総括	勧告	あっせん
独立行政法人	(設置法 § 6 ③④、評価法 § 15②③) ・ 書面・実地調査 [関連調査]	○	—		/	年度評価	あっせん
特殊法人、認可法人 (国出資 1/2 以上の法人で、国の補助業務に係る業務)		○	○			—	あっせん
国の委任又は補助に係る業務		○	○			—	あっせん
地方公共団体 (国の法定受託事務に係る業務)		○	○			—	あっせん
公私の団体その他の関係者	(設置法 § 6 ⑤、評価法 § 15④) ・ 資料提出の協力依頼 [任意調査]	○	○		/	—	—

※ 設置法：総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）、評価法：行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）、通則法：独立行政法人通則法（平成 13 年法律第 103 号）

## 【参照条文】

### ○総務省設置法（平成11年法律第91号）

#### （所掌事務）

第4条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1～15（略）

16 政策評価（国家行政組織法第2条第2項及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第5条第2項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

17 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

18 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

19 第17号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務（第17号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ 第15号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の2分の1以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

20 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

21 各行政機関の業務、第19号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。

22 行政相談委員に関すること。

23～99（略）

#### （勧告及び調査等）

第6条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第4条第10号、第17号及び第18号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、行政評価等を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、行政評価等に関連して、第4条第19号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、行政評価等の目的を達成するために必要な最小限度において、第4条第20号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、行政評価等の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6 総務大臣は、行政評価等の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、行政評価等の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和22年法律第5号）第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、第4条第18号の規定による評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べることができる。

## ○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

### （各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 （略）
- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 （略）
- 5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

### （中期目標の期間の終了時の検討）

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 （略）
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

## ○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

### （総務省が行う政策の評価）

第12条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

- 2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。
- 3 （略）

### （資料の提出の要求及び調査等）

第15条 総務大臣は、第12条第1項及び第2項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

- 2 総務大臣は、第12条第1項及び第2項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。
  - 一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の業務
  - 二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務
  - 三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の2分の1以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

#### 四 国の委任又は補助に係る業務

- 3 総務大臣は、第12条第1項及び第2項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第4号に掲げる業務に該当するものを除く。）について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。
- 4 総務大臣は、第12条第1項及び第2項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

#### （勧告等）

- 第17条** 総務大臣は、第12条第1項又は第2項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 2 総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
  - 3 総務大臣は、第12条第1項又は第2項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法（昭和23年法律第5号）第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

## 行政分野別の行政評価局調査の実施状況（平成11～21年度）

府省別	行政分野等	行政評価局調査の実績（平成11年度以降）
内閣府 本府	経済財政政策	
	沖縄・北方	
	男女共同参画等	少子化対策⑮、配偶者暴力⑱
	防災・安全確保	原子力防災（1次、2次）⑲、食品表示⑳
	国際平和協力	
	政府広報、その他	随意契約⑲
宮内庁		随意契約⑲
公正取引委員会	独占禁止 不当景品類・不当表示 防止 下請保護	随意契約⑲
警察庁		警察庁不祥事案対策⑫、自殺予防⑰、配偶者暴力⑱、随意契約⑲、薬物の乱用防止㉑
金融庁	金融検査	
	金融監督（証券、保険、金融（銀行等狭義）等）	根拠法のない共済⑯ 行政手続等の本人確認⑱
	証券取引の監視	
	金融制度	根拠法のない共済⑯
総務省	行政管理、評価	電子政府の推進⑮
	地方行財政	地域輸入促進⑫、配偶者暴力⑱
	消防・防災	
	電気・情報通信	I T化推進⑯
	郵政事業	簡易保険福祉事業団財務調査⑪、郵便事業・郵政三事業の事業別計理等⑬
	公害等調整	
	統計・その他	随意契約⑲
法務省	司法制度改革	
	検察	随意契約⑲
	矯正	少年非行⑰
	更正保護	少年非行⑰
	公安	実施庁⑮
	登記、戸籍等	
	人権擁護	配偶者暴力⑳
	出入国管理	留学生受け入れ⑮、在外公館㉑
外務省	地域別外交	外交・在外業務⑮
	分野別外交	外交・在外業務⑮
	広報、文化交流	留学生受け入れ⑮
	領事政策（領事サービス、海外邦人の安全確保、外国人問題）	在外邦人安全確保⑫、在外邦人安全対策等⑱
	外交実施体制	在外公館㉑
	経済協力	ODA⑭
	その他	随意契約⑲
財務省	予算、決算及び会計（補助金等）	特別会計制度の活用状況（歳入歳出決算の表示内容）⑬、国等の債権管理等⑰、補助金等（執行の適正化、利用料金等を徴収する施設の整備⑪）、民間団体等を対象とした補助金等（1次、2次）⑯⑰、随意

		契約⑱
	租税	
	関税	
	国庫、通貨、国有財産管理	
	国際金融	
	徴税	税務行政⑪
	金融	政府系金融機関⑬
文部科学省	生涯学習	
	初等中等教育	外国人児童生徒等⑬、教員養成等⑭、少年非行⑰、在外邦人安全対策等⑱、配偶者暴力⑳
	高等教育	留学生受け入れ⑮
	私学振興	私学振興⑬
	科学技術・学術政策、研究振興・開発	
	原子力安全	原子力防災(1次、2次)⑱
	スポーツ・保健	少年非行⑰、小児医療⑰、
	芸術文化	ODA⑭、文化財保護⑮
その他	随意契約⑱	
厚生労働省	健康・水道	感染症対策⑯
	医療	医療事故⑭、自殺予防⑰
	医薬品・食品	医薬品(安全対策)⑪、食品の安全・衛生⑪、医療事故⑭、食品表示⑭⑳
	医療保険	政府管掌健保⑫、感染症対策⑯
	雇用	雇用促進事業団財務調査⑪、高齢者雇用対策⑫、障害者の就業等⑬、配偶者暴力⑱、雇用二事業⑳
	職業能力開発	高齢者雇用対策⑫
	労働安全・基準	労働安全等⑰⑱
	雇用均等・パート	
	子ども・子育て支援	少子化対策⑮、児童虐待㉑
	障害者福祉	障害者の就業等⑬
	生活保護・福祉一般	生活保護⑫、社会福祉法人の指導監督⑭、生活保護⑳
	援護	
	介護・高齢者福祉	介護保険運用⑬、介護保険事業⑱
	年金	国民年金⑯、厚生年金⑰、検証委⑱
その他	随意契約⑱	
農林水産省	食料・食糧	食品流通対策㉒
	消費安全	農薬の使用管理⑬、食品表示⑭⑳、輸入農畜水産物の安全⑱
	生産・畜産	
	農業経営	担い手対策⑫、食品の安全・衛生⑪、農業経営構造⑮、農業災害補償⑯
	農村振興	都市農村交流⑯
	農林水産技術会議	
	林野	森林の保全管理⑬
	水産	
	統計・その他	農林水産統計⑪、随意契約⑱、バイオマス⑳
経済産業省	経済産業	産業活動活性化(中小企業)⑭、中心市街地活性化⑮、製品安全㉑
	ものづくり・情報・サービス産業	化学物質排出⑮
	対外経済	

	エネルギー・環境	低公害車⑧
	原子力安全・産業保安	原子力防災（1次、2次）⑨
	中小企業・地域経済活性化	産業活動活性化（中小企業）⑭、中心市街地活性化⑮
	その他	随意契約⑰
国土交通省	防災	豪雨対策⑫
	地域振興	リゾート地域の開発・整備⑫
	都市対策	
	公共施設	バリアフリー⑰、PFI事業⑱、遊戯施設⑲
	道路	高速道路⑪⑫、社会資本（道路橋の長寿命化）⑳
	下水道等	
	港湾	
	治山・治水	水資源⑬
	環境保全	自然再生㉑
	土地・建物	中高層分譲共同住宅の管理⑩
	陸上運送	自動車の検査・登録・整備⑬、貸切バス㉑
	鉄道	鉄道交通安全⑱
	海上運送等	船員行政⑫、海上災害対策⑮
	航空等	空港整備等⑬、航空安全⑮
	観光	外国人観光㉑
	気象	気象行政⑥㉑
その他	公共事業の評価⑫、公共事業評価システム⑭、留学生受け入れ⑮、実施庁実績評価⑯、公共事業の需要予測㉑、随意契約⑰	
環境省	廃棄物・リサイクル対策	容器包装リサイクル⑫、産業廃棄物⑮、リサイクル対策⑰
	総合環境政策	リサイクル対策（グリーン購入法関係）⑰
	環境・保健	PCB廃棄物対策⑭、化学物質の排出・管理⑮
	地球環境	バイオマス㉑
	水・大気環境	水資源の有効利用⑪、湖沼⑯、大気環境保全⑯、アスベスト⑱
	自然環境	自然環境保全（国立公園）⑫、自然再生⑱
	その他	随意契約⑰
防衛省		調達業務（海自、空自）⑪、防衛施設の建設・管理等⑭、随意契約⑰
その他	規制緩和関連	検査検定制度⑭
	（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）	規制特例措置⑯⑰⑱（各年度、上半期及び下半期の2回実施）、特例措置追跡調査⑯（特区評価委員会に報告）
	許認可等行政手続の改善	許認可等申請手続⑫、行政手続法の施行及び運用⑮、許認可等の統一的把握①～⑪、⑭⑮⑰⑲㉑
	行政サービスの改善	さわやか行政サービスの総点検①～⑫
	行政コストの削減等	官庁共通経費等⑫、府省共通事務⑱、職員研修施設㉑ 契約の競争性確保緊急調査㉑
	地方分権関連	国の関与の実態把握①～⑪
	その他	法令等遵守態勢⑲、ホームページバリアフリー㉑

注) 1 ○数字は、調査実施年度を示す。

2 「消費者庁」は、平成21年9月発足につき勧告等の実績なし。



## 第1回 行政評価機能強化検討会議事要旨

- 1 日 時 平成22年2月17日（水）17:00～18:30
- 2 場 所 総務省第一特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）
- 3 出席者 原口総務大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、亀井久興 総務省顧問、郷原信郎 総務省顧問、福武總一郎 総務省顧問、保坂展人 総務省顧問、水島広子 総務省顧問、八代英太 総務省顧問、岡素之 委員、金本良嗣 委員、富田俊基 委員、櫻谷隆夫 委員、田中弥生 委員、田辺国昭 委員

### 4 概 要

- 階政務官より、構成員の紹介があった後、本検討会の目的について説明があった。
- 本検討会の議事の公開について、次のとおり決定した。
  - ・ 本検討会については、報道関係者を対象として公開
  - ・ 本検討会の資料については、検討会終了後、速やかに公表
  - ・ 議事要旨については、検討会終了後、速やかに事務局において作成し、公表
  - ・ 議事録については、検討会終了後、速やかに事務局において作成し、構成員の確認の上、発言者の名前入りで公表
  - ・ これらの検討会資料等については、いずれも、総務省ホームページに掲載する方法により公表
- 階政務官より、本日の検討会の議事の進め方について説明があった。

### 【議題1 機能強化方策について】

- 機能強化方策について、田中行政評価局長から説明があった。

（以下、自由討議）
- 政策評価の推進と調査、独立行政法人評価と調査、また行政相談など、4つの機能間の連携というのが極めて大事だが、今はどのように行われているのか。
  - 各機能の連携を図ることは、今回の強化方策において重要な視点と認識。例えば、行政相談を端緒とした行政評価局調査の実施や、常時監視活動として、対象課題について各機能を持ち寄って取り組むことなどを考えているところ。
- このタイミングで行政評価の機能強化、高度化を進めることは時宜を得ている。行政評価の究極的目標は「行政の質の更なる向上」ということに尽きるが、時代の要請として、省庁をまたがった横断的なプロジェクトチームなど、共通の分野が複数の省で行わ

れている案件が増えている。政府全体として、そういうプロジェクトチームを作ることと、評価するチームを作ることが必要ではないか。また、民間企業に重ねてみると、評価することと同時に、現場の意識改革は大変重要な視点であり、モラルを高めた上で評価するサイクルを目指すべきではないか。

- そういう取組の際に、その事項が、ある省庁のある部局の所管になっていること自体が実態に合わないといったところこそ、重点的に調査の対象とするべきではないか。一例として、エレベーターの安全性の問題があるが、この問題を根本的に解決しようと思えば、建築基準法という枠組みの中に高度なメカトロニクス機器のエレベーターの問題が入っていること自体を直す必要。
- 行政は当然のことながら国民の税金を使い活動しているわけで、行政評価の結果は、次の予算編成に反映されなければ、やる意味はないのではないか。その意味では、公共事業を具体的に実行していくという時に、当然ムダなことは止めないといけませんが、やり方にもっとメスを入れていくべきではないか。例えば、道路予算が10億円あったとしても、実際に工事に充てられるお金というのは、いろいろな測量会社があったり、コンサル会社があったりして、途中でどんどん抜かれてしまう。
- 政策評価制度を予算に反映させる取り組みをしているが、今回の予算でいくと、998億円程度に止まっている。こうした取組について、もっとできるのではないか。
  - 公共事業は、政策評価の中で事前評価の義務付けがなされており、その評価は力を入れていかなければならない分野と認識。また、事業の重複はないか、もっと効率的なやり方はないか、といった点は行政評価局の重要な視点。政策評価の今後行くべき道筋として、予算への反映に重点化を図っていく方向で考えているところ。
- 平成22年度で防衛省の調達に関する調査テーマを考えているようだが、随分長い期間、防衛省の調達の問題が言われつつ、行政評価局として役割を実際に果たせたのか。これからの新しい在り方を考えるに当たって、こういった件について、何ができて、何ができなかったのか。できなかったのはなぜなのか、率直に聞かせていただきたい。
  - 防衛省の調達業務は、平成11年、12年など調査を実施。できるだけ全省庁の広い行政分野にバランスよく調査をかけようという視点を一方で持ちつつ、繰り返し起こる事柄についてはシリーズものでやるといった工夫でやってきている。
- 今の件で、防衛省が例えば、防衛機密に属する事項なので協力しないということはあったのか。行政評価局が調査しようとしても、そういう壁があって、調査できないということはないのか。
  - 防衛調達の関係については、場合によっては防衛機密の関係で、一部黒塗り資料が出てくることがあったかもしれないが、防衛機密の問題で、調査の根本が揺らぐような話は承知していない。
- 行政評価局でも不始末、不祥事が起こる度に調査をしているにも関わらず、イタチごっこ的なことがあったと思うが、勧告をどれだけ聞き入れたのか、どう実施しているのかを調査したり、様子を見たりまではできなかったのか。

- 行政評価・監視については、手続上、勧告から半年後、それから更に1年後に、勧告事項がどう実現されたか、フォローアップを実施。その限りでは、勧告したことを守らなかったということは基本的にはなかったと思うが、一方で、「相手が受け取れる範囲しか言っていない」との御批判を受けており、それは、抵抗があるといったことではなく、どこまで切り込めるかという調査の「質」の問題と認識。
- ルール違反やコンプライアンス違反を無くすのは、評価だけでは無理ではないか。政権が変わって政治主導でやっていくという大方針なので、政治が率先して、自分の省庁の一人一人に対してコンプライアンスの重要性を徹底させていく必要があるのではないか。
- 今回の機能強化の基本的考え方は、「簡素で効果的な質の高い行政の実現」ということだと考えるが、新政権は政治主導でやっていくということで、全体を見ながら優先順位をつけるという点は、今までより相当強化する必要があるのではないか。
  - また、優先順位とか重複をどういう視点で見ると、評価基準の在り方をどうやって決めるのか、評価のフィードバックが翌々年になってしまうことをどう考えるのか、それから事業経営者の立場として、実行責任者への評価に関しても連動しているのかどうか、その実行責任者への評価というのはどう考えるのか、もう少し議論してもいいのではないか。
- 予算への反映の仕組みについては、できるだけ予算に反映できるように主計局と連絡を取り合っている。また、政策を遂行した責任者への評価の問題については、この一連の強化方策の中で検討していきたいと考えているところ。
- 国民の視点ということであれば、国民に一番接している地方自治体の効率化に関してはどのように考えているのか。
  - 行政評価局の仕事は、国の行政機関についての評価であって、地方自治体の自治事務について調査権限はない。監査部局の在り方やレビューの仕方など、全体の行政の仕組みについては、自治行政関係部局から適宜指導されているのではないか。
- 例えば地方自治体も類推して同じようなことが行われている、あるいは地方に何か問題があった場合には、総務省も助言を発することが可能。今まで役所が、行政評価局がやっていたことだけでは見過ごしていたり、見逃していたりしていたことも、政務三役がしっかりグリップして、もし地方に対して改善することが出てくれば、政治主導で行おうと考えている。
- 道州制や地方への権限移譲といった論議が片方でなされなければ、「抜本的な」という言葉に十分資することができないのではないか。
- 地方自治体の会計制度や監査制度については、地方行財政検討会議で検討している。
- 行政が機能しない時というのは、制度そのもの、仕組みそのものに問題があるときと、不作為が実際にあるとき、あとはパワーの限界でできないときの大体3パターンである。評価するときに、例えば虐待の現場であれば、虐待件数とかの目標値と同時に、行政は人がやるものであるから、どれほどその現場の人が燃え尽きているかということも、

何らかの形で評価すべきではないか。それから、実際に何かの施策を考える、データを集めるときに縦割りというのは相当弊害になっていて、実際に行政評価をしていくときにも、是非そこまで戻れるような、あるいは最初に考えるときに縦割りを打破できるような形を作っていたきたい。

## 【議題 2 22 年度の行政評価局調査のテーマ案について】

- 22 年度の行政評価局調査のテーマ案について、田中行政評価局長から説明があった。

(以下、自由討議)

- 政策評価の在り方も政治主導であって欲しい。各府省で評価しても政治側が違う政策判断をするために P D C A が回らないことがあったり、政治主導の一番大事な政策を担っている内閣の政策は対象にならなかつたりするので、政策評価の仕組みを法律を含めて検討する必要がある。

調査については、国家戦略室とどう連携するのが肝心になってくるが、ここで選ばれている調査テーマは、戦略室で今後選んでいくであろう施策とどう連携するのか。

→ 政策評価の強化方策の一つとして、成果志向の政策目標設定の推進について、国家戦略室と議論中。いずれにせよ、体系的な評価ができるよう連携していきたい。

- 行政評価の機能を抜本的に強化するというのであれば、聖域を設けないことが絶対に重要。今まで聖域と考えられていたような業務、例えば検察庁の業務で言えば、事件処理の可否は評価の対象にはならないと思うが、どういうリソースをどういう業務に振り向けるかについては検察庁も行政。例えば、「貸切バスの安全確保」について、重大な事故が発生して違法行為が後を断たない状況にあって、刑事告発を行って罰則を適用する必要があるのではないかとこの観点があるが、今まで、ほとんど罰則適用というのは、行政側からの告発では行われていない。結局、その事案の重大性、悪質性に応じて、行政処分のレベル、最終的には罰則適用がシステムとして整っていないと、効果的、実効的な行政はできないはず。どういう法分野に対してどういう体制で臨んでいるのか、実際にどういう実績を上げているのか、きちんと行政庁との擦り合わせができているのか、というような観点から行政としての評価をしていくことは、それによって行政のリソースの効率化にも繋がるし、エンフォースメントの強化も図れるのではないか。

- 検察庁に対しても、過去には随意契約の調査を行ったようだが、いわゆる調達費問題というのも過去に厳然と存在し、国会でも随分と議論になっていた。あるいは、今、外務省の在外公館の調査をされているようだが、国連という場に出すお金については議論されたことがなく、行政もチェックしたことがない。こうした聖域もしっかりメスを入れるべき。最高裁判所も、その判決そのものに何か言うということは問題があるけれども、裁判員広報費という 27 億円余りの契約すべてについて、契約書を作らずになあなあでやっていて、会計検査院から異例の指摘を受けて、内部嚴重注意で終わったというケースもある。かつて聖域となっていた部分についても、過去、なぜ問題が起こったのか

と精査する中で、構造を変えていく取り組みが必要ではないか。

- テーマがいろいろと分散して、目的とするところがあまりよく分からないというのは良くない。「検査検定、資格認定等（利用者負担軽減等）」について、例えば車検制度、制度はそのまま残すとしても、本当にあんなにコストがかかるものか、もっと安くできるのではないか。あるいは、検定とか資格認定について、中小零細企業の方々は、資格取得しなければ仕事がないため、テキストなどで高額な費用負担がかかっている。これらも全部天下りの温床になっているのではないか。そういうところにメスを入れなかったら意味がない。
- おそらく行政評価無機能時代がずっとあったのではないか。各省庁がやりたい放題の形で、いま肥満状況になっている。例えば、福祉という分野でも無駄が多いという現実がある。事件が起きて公になってから行政評価として入っていくのではなく、そういう以前の問題として事前に行政評価をしていかなければいけない。そういう意味では総花的にならないように、ポイント、時期を絞った方が行政評価としては非常に中身の濃いものになるのではないか。
  - 何がしかの問題が起こりそうな制度とか行政の運営の仕方があれば、事前にテーマとして選んで取り組むということであろうと思う。政策評価の分野では政令で事前評価を義務付けている4分野については、各省が行った評価をチェックするので、その種の議論があればその過程でも議論ができると思う。
- 基本的に政策評価というのは意思決定者に役立つ情報を作るというのが目的であって、これまで日本の政策評価制度は、政策評価部局があって政策評価のために政策評価をやるという嫌いがなくてもなかった。調査テーマについては、どういう意思決定に使うかということがあって始めて意味がある。分析・評価等は客観的・中立的なきちんとしたものでなければいけないが、それを踏まえた良い政策意思決定ができるような視点が必要。
- 鳩山首相の所信表明演説から調査テーマ候補の資料を作ったということだが、新政権の「いのちを守る」というところから始まっているのであれば、前政権時代の自殺対策を評価して終わっているのは、政治的インパクトが無さ過ぎるのではないか。関心が集まっている問題だと思うので、もう一度新しい目で見て欲しい。
  - 自殺防止は平成17年度に調査を実施しているが、一つのテーマの検討の候補として捉えさせていただく。
- 一般的なロジックとしては、評価の客観性がないから利用できないと言われるが、実際のロジックは逆であって、どう利用するか分からないから、どういう評価をやっているか分からないということになっている。利用という観点から徹底的に詰めた方が、評価機能を高めるためには良いのではないか。例えば、予算の編成に役立てると言うときに、かなり大きな施策の単位で、うまくいったかいつてないかは分かるが、それをやるのであれば、もっと細かい事業レベルに落として見ていかなければならない。ただ、それをやるとなると、評価に係るコストが膨大になるので、問題の焦点を政治主導で投げ

かけて、それに対応する形で評価フレームを作っていくというのが在るべき姿。

また、今までの政策評価は、各省の中で政務三役が評価結果に対してどういう責任を取るのかについては何も議論されていない。各省の政務三役が評価に対してどういう覚悟を持っているのかについて、全体で水準アップをしていただきたい。評価をどう利用するのか、意思決定者はどう使うのかが一番のポイント。

行政評価局の評価に関しては、地方、現場において何をやっているのかについてはかなりよく調べているが、結論に問題がある。タイムリーにやるためには調査結果のとりまとめをもっと短縮すべき。各省で了解を取らない限り何も言わないという霞が関文化かもしれないが、それではタイミングを逸してしまうことになる。とりまとめのスピード感が得られるようなテーマを選んでいただきたい。

○ 最後に原口総務大臣から挨拶があった。

※ 速報のため、以後、修正の可能性はある。

【文責：行政評価局総務課】

第15回全国行政苦情救済推進会議メンバー・代表者による意見交換会  
(議事要旨 速報版)

日時：平成22年3月10日(水) 14:00～16:00

出席者：(本省推進会議メンバー) 6名

堀田座長、秋山委員、大森委員、加藤委員、小早川委員、谷委員  
(管区局・事務所推進会議代表者) 12名

北海道・曾根委員、東北・斉籾委員、関東・関口委員、中部・西委員、石川・  
金森委員、近畿・平松委員、京都・岩城委員、中国四国・片木委員、四国・  
土田委員、九州・川上委員、熊本・本田委員、沖縄・中野委員  
(総務省)

階大臣政務官、田中局長、新井審議官、白岩課長、榎本室長

【議事要旨】

議題1：地方行政苦情救済推進会議における活動状況の紹介

(関東管区：関口委員)

- ・ 関東では、推進会議が始まって以降23年間で108件の事案をあっせん。その事案を冊子に取りまとめて行政相談委員に配布することとした。いずれの事案も庶民の生活に密接に関係した内容であることから、その点で行政相談の効果も上がっているものと感じている。
- ・ 行政については様々な方法でチェックされていると思うが、庶民の感覚でこれは非常に困るという申出を受けて、それが端緒となって行政が改善されていくという制度は、行政相談だけではないか。しかし、行政相談委員に関する法律は非常に控えめなものとなっており、私ども委員が何かしら役所に苦情を申し出ても、そもそも行政相談とは何かと聞かれたりして、なかなか対応してもらえない状況となっている。効果的に改善に結び付けるためには、委員が受けた苦情を推進会議で議論し、その結論を総務省からのあっせんにつないでいくことが必要であり、行政相談委員、推進会議及びあっせんの関係を有効に活用することが重要であると感じている。
- ・ 行政相談委員制度が発足して50年近くになるが、行政相談委員の知名度が上がらない、どうしたら活性化するだろうかと常に考えている。最近、裁判員制度ができ、裁判にも市民の感覚が取り入れられているところだが、行政相談は市民の感覚で判断している制度として裁判員制度の先輩であるにもかかわらず、国民的な知名

度が上がっていない。昨年以降、総務省で見直しをしているが、是非、相談委員業務を有効に実施できるよう、改善に結び付けていただきたい。

(中部管区：西委員)

- ・ 「診療費の支払いにクレジットカードが利用できる病院を増やしてほしい」という事案について審議したが、カードを未導入の病院は、患者からの要望がほとんどない、事務が煩雑になる、手数料が掛かるというのが理由であった。しかし、事務が煩雑になるというのは観念的な考え方であり、むしろキャッシュデリバリーを減らすことで、事故防止や事務の簡素化につながるというのが一般的な理解である。また、カード決済による手数料負担は、非常に低く抑えられており、私自身、カード会社の経営に携わった経験からすると、躊躇する要因とするのは化石のような考え方であり、カードでの決済はむしろ常識であると考えている。
- ・ 民間の純粋培養で育った者としては、国民目線からみて当たり前の事柄が遅々として進まないという感じが拭えない。様々な苦情の内容は、議論の余地なく改善すべきであり、非常にもどかしいというのが最近の感想だ。

(近畿管区：平松委員)

- ・ 「転入の際に児童手当等の手続き漏れを防ぐようにしてほしい」という事案について審議したが、転入というのは自治事務、そして児童手当というのは法定受託事務ということで、児童手当についてのあっせんはできるが、転入の際にこういうことをやりなさいというのは自治事務だから単に参考連絡しかできないということになった。それで、県に対して市町村に改善を要請してもらえないだろうかということを行い、県から県内の市町村にそういう通知をだしてもらおうという方向になった。つまり、全国に共通する問題だが、自治事務だということで参考連絡しかできないということになったというわけだ。自治事務にからむようなものはあっせんはできないという問題については、検討してもいいのではないか。
- ・ 外国のオンブズマンでも同じような問題が起こっており、国によって扱いは様々なようで、国の機関であるオンブズマンが市町村の事務に対しては権限がないというところもあるし、権限があるというところもある。

(京都事務所：岩城委員)

- ・ 事務局が大変なボリュームの調査資料、詳細な関係資料を準備し、一日であっせん案まで審議するという方法を続けてきたが、委員の中には、その方向に従わざるを得ない、別の意見を出しづらいと思う者もあり、一つの問題点だなと考えていた。
- ・ 21年度になってからはその辺を改めるということで、もっと広域的な課題で、もっと生活に密着した問題で、発信元が京都らしいものならもっと取り上げていこう



というような方向に変わりつつある。一つのテーマを継続的に審議して、実態調査や、関係者からの聴取を行い、その論点を整理して、あっせんするのかどうか、あっせん文はどのようなふうにするのか、あっせん先はどこにするのかということまでも審議をしていこうというふうになってきている。

- ・ 「AED（自動体外式除細動器）の設置・配置情報の適時的確な提供の在り方について」という事案を審議している。京都は修学旅行、外国の観光客、高齢の方も多いのが特色であり、安心安全につながるAEDの情報がきちんと国民に提供されるように、観光都市の京都から発信をしていこうということで、継続審議中。

（中国四国管区：片木委員）

- ・ 一級建築士の試験の受験申込は平日の昼間に各都道府県の建築士会の事務局に向いて申込を行わなければならない、受験者の負担が大きいという事案の審議を行い、全国的な改善をお願いしたいということで本省への協力依頼という形になった。
- ・ 審議した事案の中には、制度改正が求められるものや複数の省庁にまたがるようなものがある。これらの具体的な解決案を探ると、各地域の取扱いの変更では済まず、本省レベルでの告示の改正とか、場合によっては省令レベルの改正を求めるといようなあっせん案とならざるを得なくなってくる。地域の問題というより、そこから発議された全国的な問題へと結びついていくことになり、本省と地方の推進会議の役割分担をどうするかということにかかわってくると思う。

（四国支局：土田委員）

- ・ 地方で生じたテーマでも、どこの地域で起こっても不思議ではないという、普遍性のあるものがある。地域の中であっせんし解決すれば、そこで終わってしまうが、そういうものもできるだけ普遍化して考えた方がいい。例えば、後日、類似のことが他で起きた場合に、あっせんした事案を参考にするとか、ある省庁の窓口サービスの問題であっせんしたのならば、他の省庁にも同じことはないのかと広げてチェックしてみるとか、そういう一種の問題提起のようなことがあってもいい。総務省本省で議論する時に、地方からあがってきたものの中で普遍性があるものを検討し、他の機関等に情報提供してみたり、あっせんしたりできる道具になれば、地方の推進会議も意義あるものになると感じた。

（九州管区：川上委員）

- ・ 私が委員に就任した昭和 56 年は、当時の行政監察局が、監察業務の一環として行政苦情の情報が集まっていたものを、監察業務から行政苦情のあっせんを分離独立させて行うというように、昭和 36 年に法律が改正されてからちょうど 20 年に当たる。法律が改正され 20 年経ち、推進会議が発足したということで、当時の新聞

にはミニオンズマンという表現で紹介されたことがある。そして今、それから更に 30 年を迎えようとしている、この時期に今日のような広いテーマを検討されようとしているのも時代の推移かなと、適正な問題選択かなと思った。

- ・ 「福祉有償運送制度の周知・広報策について」という事案については、平松委員が言われた、自治事務についてもものが言えるのか、言えるとすればどういう言い方で言ったらいいのかということを検討した。苦情が出ているのだから、何か改善策についてあつせんをしたい、しかし、所管事項の権限的な問題がある。しかし、言い方によっては、自治体にもあつせんに近い形でもものが言えるのではないかという意見になり、運輸局から県及び市町村の対応について助言・要請するよう、運輸局にあつせんをした。

(熊本事務所：本田委員)

- ・ 明日開催される推進会議では、事案の審議に加えて、最近 10 日間程度の相談の処理内容について説明を受けて、それに対してメンバーが評価、コメントすることになっている。私達が目線に沿った形で、いろいろと意見が述べられるようにしていきたい。
- ・ 4 月 19 日に熊本県立大学で日本オンブズマン学会が開かれ、日本中から関係者が集まった。色々な方の発言があった。先ほど川上委員から、推進会議発足当初に、小オンブズマンと呼ばれたという話があった。オンブズマン学会のメンバーと推進会議のメンバーとが協力すると、もっと細かいことができるのではないかなと感じている。

## 議題 2：意見交換「行政苦情救済推進会議の制度・行政運営改善提言機能の積極的活用について」

(本省：大森委員)

- ・ どこが抜本的なのか。あまり抜本的ではない気がする。年金第三者委員会の業務により絶対に現場は追われる、したがって、従来の機能が十分果たせなくなるということは分かっていたことではないかと思う。今日のご意見でも、そういう事態が生まれている。このビジョンの中で、それはどこかで解消できることになっているのか。どこが抜本的な強化なのかという点をお伺いしたいと思う。

(堀田座長)

- ・ この委員になってかなりになるが、まず驚いたのが、庶民、国民の苦情がたったこれだけしかないのかということ。現場にいると文句は一杯満ちているのに、それ

が何故これだけしか上がってこないのか、これが未だに私の疑問だ。

- それから、あっせんに関し、なぜ各省庁はこれだけ抵抗するのか、なぜこんなに頭が固いのか、西委員や片木委員からもありましたように、なぜ国民目線に立てないのか。これは国民にサービスする機関としては考えられないことであり、自分側の都合を重視するというこの姿勢がまだ改まらないのかというのが2番目の正直な疑問だ。
- この二つは関連していて、変えて当たり前のものがこんなに時間がかかって、まだ変わらない、こういうことが積み重なっていくと、相談するのがばかばかしくなってきた、本当の相談が出てこないという悪循環になってしまう。これをなんとかしても破るといのが、これからの我々の課題ではなかろうか、そういうふう感じている。
- それを変えていただくのは、それこそ、政治主導をおっしゃっておられる政治家の大切な役割であり、強化ビジョンに国民視線の徹底とあるが、これを実体化するためには、そういう精神の入れ替え、サービスする向きの入れ替え、国民の方を向くという強力な指導による変革がないと、なかなか形を変えても事は進まないのではなかろうかと思っている。

(本省：谷委員)

- 行政相談の件数が非常に少ないという話があったが、その原因の一つには、制度の周知徹底が行われていないということがある。制度が分からない申出人には、制度の話をしているが、そういう制度があるんですかと言われ、そこで初めてその制度について知られることになる。

制度がどんどん作られることは結構なことだが、特に庶民感覚の強い制度というものは、どれだけ周知徹底するかということによって、初めて制度が生きてくるのであって、制度を作りさえすればいいというものではない。私から言えば、制度を作るエネルギーと同じくらいのエネルギーを使って、制度と広報はワンパックで進めるべきだ。ところが、制度はあるけれども、広報はおろそかになっている、これが国民の問題意識を薄めている大きな原因のひとつではないかと思っている。

【文責：行政評価局 行政相談課行政相談業務室】

# 機能強化に関する国民からのご意見

(1月12日(火)～3月12日(金))

## ○計33件(すべて個人からのもの)

### ①局全体に関するもの<7件>

No	要 旨
1	積極的に外部の意見を聞く方向で、取組内容をより具体的で分かりやすくすべき
2	自民党政権下では行政のチェックが十分効かなかったと思う。年金の問題などは、銀行業務に携わった者としては信じられない。政権交代でチェック機能が果たされることを期待。その際、責任追及の視点も必要
3	行政の評価機能は、情報公開とITによる国民の知恵を活用することが大切
4	行政評価局の権限を表に出し、県民や国民のため効率的に活動してもらいたい
5	強化の観点として、「スピード感」を挙げたい
6	日本政府と自治体すべてが、国際的なマネジメントシステムを導入すべき 公務員全員に対して、改善活動の教育訓練を実施すべき 国民目線で書かれたわかりやすい報告書を作成すべき
7	国民の行政への不満・不服・相談窓口のワンストップサービス化を進めて欲しい 国民目線の行政総点検をすべき 行政評価局を独立行政委員会にすべき

### ②政策評価推進機能に関するもの<5件>

No	要 旨
8	行政評価局の機能強化にあたって、政策評価における監督・評価機能の充実、評価・分析能力の拡充が必要。そのため、専門スタッフの充実、評価手法の研究開発、規制の事前評価及び競争評価の促進、政策評価を行う文化の浸透を図る必要がある
9	評価機能の強化は極めて重要。霞が関はエコノミスト偏重でシステム監査なども十分ではなかったのではないかと。これからはマネジメントを重視し方針管理制度のようなものを導入するなど政策の評価・監査をきちんと行う必要。ただし、その際、地方住民の視点も必要。また、補助金などで、投資効果の概念を重視すべき
10	政策評価制度、政策達成目標制度、事業仕分け、予算要求は、必要性・有効性・効率性等の観点から、政策・施策・政策手段(予算事業、税制、法令)を検証し、反映の方向を決めているため、フォーマットの統一化により業務の効率化を図るべき。また、行政評価局の機能強化と会計検査院業務の方向性(最近では、事業の効果まで確認)を考えれば、統一組織にすべき(英国の場合は、組織再編は柔軟であると聞くが、日本ももっと柔軟にすべき)
11	「政」主導の評価は重要。その際、政策や事業の目的・意図を明らかにして評価することが必要。また、社会福祉の場合、必要とする経費が安定的に確保されることが重要であり、一時的に増加しただけではダメ
12	「子ども手当」、「地域経済の活性化」、「子宮頸ガンワクチン」について、関係施策の優先度等を評価すべき

③行政評価局調査機能に関するもの<10件>

No	要 旨
13	機能強化により、公安委員会、検察庁、都道府県警察に対しても指摘が言えるようにしてほしい。また、年金監視委員会を作ると聞いているが、公安委員会についても同様に監視をすべき
14	勧告は強制力を持っておらず、実効性の確保が不十分ではないか。勧告後のフォローアップは十分行われているのか
15	行政評価局が必要な機能強化を図ることは賛成。調査テーマとして、「自殺防止」を挙げたい
16	早めに、行政評価事務所で地域計画が行われるようになることを望む。評価は、誰が評価するのかという点を考慮することが必要
17	農政事務所はきちんと仕事しているのか疑問であるし、消費者庁も十分機能しているように思えない。しっかりチェックしてもらいたい
18	フォローアップをしっかりと行うことが重要。フォローアップの効果をアピールすべき
19	調査の結果、調査対象に対してプラスになる内容を伝えることが肝心
20	最近、評価の基準が「効率」や「効果」に偏重し過ぎているように思う
21	「まちづくり三法」ができて10年以上経過したが、地方経済は好転していない。この点をしっかり評価すべき。また、官庁契約について、地元経済の活性化の観点から、大企業がすべての契約を取らないよう、地元企業への配慮が必要
22	施設の転用などの「補助金」の目的外使用の問題にもメスを入れるべき

④行政相談機能に関するもの<1件>

No	要 旨
23	行政相談について、どこまで相談していいのか分からないという問題があるのではないか

⑤その他<10件>

## 行政評価等プログラム（案）

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（平成 22 年 1 月 12 日総務省。以下「強化ビジョン」という。）に掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、総務省行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

### I 機能強化の基本的考え方

#### 1 行政評価機能の役割と機能強化の必要性

行政評価局の担う以下の各機能（以下、総称して「行政評価機能」という。）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

〔行政評価機能の全体像〕

- 政策評価推進機能
  - ・ 政策評価に関する基本的事項の企画立案（総務省設置法第 4 条第 16 号）
  - ・ 各府省が行う政策評価の推進、各府省の政策評価結果の点検（総務省設置法第 4 条第 16、17 号、行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「政策評価法」という。）第 3、4、12 条）
- 「行政評価局調査」機能
  - ・ 複数府省にまたがる政策の評価（政策評価法第 12 条）
  - ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価・監視（総務省設置法第 4 条第 18 号）
- 行政相談機能
  - ・ 国民からの国に対する相談（苦情、意見・要望）の受付・解決の促進（総務省設置法第 4 条第 21 号）
  - ・ 行政相談委員との協働（総務省設置法第 4 条第 22 号、行政相談委員法）
- 独立行政法人評価機能（政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務）
  - ・ 中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関する勧告、各年度の業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果への意見（独立行政法人通則法第 32 条第 5 項、第 35 条第 3 項）

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

## 2 機能強化の視点

行政評価機能の強化に当たっては、鳩山内閣総理大臣が施政方針演説で示した「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適應しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底
- 国民との対話・協働

## 3 取組の方向性

強化ビジョン及び上記の視点に沿って、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

- ① 政策評価推進機能については、
  - ・ 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
  - ・ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を図る。
- ② 「行政評価局調査」機能については、その特性を活かし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。  
調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。
- ③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。
- ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。  
機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録確認第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいるところであることから、機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期に目途を付けることが不可欠である。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

## 4 中期的課題

機能強化に向けた具体的取組とあわせて、現行制度の枠組を超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る以下の中期的課題について、引き続き検討する。

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方
- ② 政策評価制度の在り方（政策評価法の対象機関の範囲等）
- ③ 行政相談委員制度の在り方（地方公共団体との連携・協力の在り方等）
- ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方

- ⑤ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑥ 局の名称、組織・体制

## II 政策評価推進機能

### 1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

### 2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成 22 年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

### 3 事前評価の拡充

#### (1) 租税特別措置に係る政策評価

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）や政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）の改正等を速やかに行う。

#### (2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

### 4 予算編成に資する政策評価の推進

予算編成に資する政策評価の推進のため、以下の措置を講じることとする。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。
- II 2 による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 予算要求への反映について各府省への説明責任を徹底する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。



- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

## 5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

## 6 その他

### (1) 政策評価の結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進しつつ、評価結果の政策への反映状況についての説明責任が果たされるように努める。

また、平成20年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われていることも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

### (2) 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

### (3) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

#### ア 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

#### イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発・職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

#### ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

#### エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行うとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心ある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

### (4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。

### Ⅲ 「行政評価局調査」機能

「行政評価局調査」機能の発揮に当たっては、以下の基本的スタンスに沿って取り組むこととする。

- 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定し、タイムリーに機能を発揮する。
- 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視する。
- 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携する。
- 調査の実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視する。
- 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民との対話・協働を推進する。

#### 1 閣議等の議論を通じた調査の推進

##### (1) 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判に応じていくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実、実効性確保を図ることとする。

##### (2) 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

上記及びⅢ 1 (1)に掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

#### 2 「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

予算編成、制度改正への反映等、タイムリーな機能発揮が求められていること等に対応し、以下の措置を講じることとする。

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置する。
- 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査について、業務の効率化や状況に応じた柔軟な調査計画の見直しにより、調査の迅速化を図る。あわせて、行

政評価局が担う各機能の総合的な発揮による常時監視活動を展開する。

- 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施する。
  - 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ、追加調査を実施する。
- また、既に実施中の以下の措置についても、引き続き取り組む。
- 外部有識者から成る「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化する。
  - 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について厚生労働省の検討委員会への対応等を実施する。

### 3 行政評価局調査の平成 22 年度テーマ

#### (1) 機能強化方策を踏まえた調査テーマ選定の考え方

調査テーマの選定に当たっては、上記 I 2 「機能強化の視点」及び I 3 「取組の方向性」を踏まえつつ、「税金の無駄遣い排除」（行政運営の効率化・適正化）、「国民のいのちと生活」（安心と安全）を大きな柱として行うこととする。

#### (2) 具体的調査テーマ

平成 22 年度には、基本的に、次の調査テーマを実施する。

ア 「税金の無駄遣いの排除」（行政運営の効率化・適正化）

○ （P）

※ 平成 21 年度から引き続き実施するテーマ

- ・ 「在外公館」
- ・ 「食品流通対策（流通コスト縮減）」

イ 「国民のいのちと生活」（安心と安全）

○ （P）

※ 平成 21 年度から引き続き実施するテーマ

- ・ 「バイオマスの利活用」（複数府省にまたがる政策の評価）
- ・ 「製品の安全対策」
- ・ 「気象行政」
- ・ 「ホームページのバリアフリー」
- ・ 「食品表示の適正化」
- ・ 「貸切りバスの安全確保」

上記に加え、平成 23 年度以降の実施を検討する調査テーマは、次のとおりである。

ア 「税金の無駄遣いの排除」（行政運営の効率化・適正化）

○ （P）

イ 「国民のいのちと生活」（安心と安全）

○ （P）

なお、政策評価法第 13 条に基づく事項については、末尾に別紙として記載している。

## **IV 行政相談機能**

### **1 行政相談**

行政相談については、国民視点と行政の接続を重視し、広く国民の意見を聴き、制度又は運営の改善につなげる活動を展開する。

このため、平成 22 年度においては、次のような具体的な取組を行う。

#### **(1) 行政相談により得られる情報の調査・分析の充実**

行政相談の事案分析を強化し、政策課題の抽出、構成を積極的に行う。あわせて、行政苦情救済推進会議の活用を図る。

また、「行政評価局調査」に際し、行政相談事案の情報を活用するとともに、行政相談と行政評価局調査の担当間での連携強化等を図る。

#### **(2) 行政相談委員との協働の充実**

国民の身近な相談相手として、ボランティアで相談を受け付けている行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握する。

このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の諸課題に的確に対応し、行政相談委員の相談処理状況等に応じた支援活動を展開する。その際、地方公共団体が住民の福祉向上の役割を担っていることに配慮し、その協力を得られるよう努める。

さらに、平成 23 年度が行政相談委員制度 50 周年に当たることから、節目を迎えた行政相談委員制度の今後を展望する記念事業の準備を行う。

### **2 年金記録確認第三者委員会の活動**

年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るとともに、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、厚生労働大臣に対し、あっせんを行う。

その際、当面は、以下の方針により、取組を進める。

- 平成 21 年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図る。
- 平成 20 年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進める。

## **V 独立行政法人評価機能**

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）等に基づく独立行政法人の事務・事業の見直し及び業務実績に関する評価等について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、政策評価・独立行政法人評価委員会が行う次に掲げる活動を的確に補佐し、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保する。

平成 22 年度に行う業務実績に関する評価に当たっては、保有資産の見直し及び内部統制の充実・強化を重要視点とする方向で、政策評価・独立行政法人評価委員会の審議を経て「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」等を改正する。

### 1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃について

行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、独立行政法人の中期目標期間終了時における主要な事務及び事業の改廃、独立行政法人の中期目標期間終了時に主務大臣等が策定する次期中期目標・中期計画に関する調査審議を行い、必要に応じてその結果を主務大臣に勧告等を行うこと。

《対象》平成22年度に中期目標期間が終了する43法人（注）

### 2 独立行政法人等の業務実績に関する評価について

府省の独立行政法人評価委員会等による毎年度及び中期目標期間終了時における独立行政法人等（日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む。）の業務実績に関する評価の結果について調査審議を行うこと。

### 3 その他

役員の退職金に係る業績勘案率の調査審議、国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実、各府省の独立行政法人評価委員会との連携強化等を行うこと。

（注）平成22年度に中期目標期間が終了する独立行政法人（43法人）

情報通信研究機構、酒類総合研究所、日本万国博覧会記念機構、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構、日本貿易振興機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、海上災害防止センター、国立環境研究所、駐留軍等労働者労務管理機構

(別紙)

## 総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第13条の規定に基づき、平成22年度以降の三年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

### 1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の評価に関して、以下の取組を推進する。

#### (1) 統一性又は総合性を確保するための評価(政策評価法第12条第1項によるもの)

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から行う複数府省にまたがる政策の評価(以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。)については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

について、重点的かつ計画的に実施する。

特に、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては公開度・説明度(説明責任)の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

#### (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動(政策評価法第12条第2項によるもの)

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

##### ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。

##### ② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達

## 成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策達成目標明示制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する政策に係る評価、規制の事前評価、租税特別措置に係る評価等について、重点化を図りつつ、行政機関ごとにかつ個々に審査を行う。

### ③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらについては、平成 15 年 8 月に公表した『「評価の実施の必要性の認定」の考え方の整理と今後の取組』等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの、
- ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきもの

について検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、上記の検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、関係機関に提供するとともに、公表する。

## 2 平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

統一性又は総合性を確保するための評価については、平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年において、行政評価等プログラムの I 2 「機能強化の視点」及び I 3 「取組の方向性」を踏まえつつ、「税金の無駄使い排除」（行政運営の効率化・適正化）、「国民のいのちと生活」（安全・安心）を大きな柱として行うこととする。後者については、地域の活力に関するものを含むものとする。

具体的には、「法科大学院の教育と司法試験等との連携による法曹の養成」、「食育の推進」、「ヒートアイランド対策」及び「テレワークの推進」の各テーマについて、複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的な推進を図る見地から、全体として評価を実施する。

## 3 平成 22 年度に実施する評価のテーマ

平成 22 年度に着手する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記 2 のうち、「〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

なお、このほか、「バイオマスの利活用」及び「児童虐待の防止等」について、引き続き実施する。

## 4 その他評価の実施に関する重要事項

### (1) 閣議等の議論を通じた調査の推進

## ア 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判に 대응していくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実、実効性確保を図ることとする。

## イ 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。

上記及び(1)アに掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

## (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保、評価の質の向上の観点から、学識経験者の知見の活用として、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

## (3) 評価に関する情報の公表

総務省が行う政策の評価について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(仮称)の策定を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

## (4) 効果的・効率的な評価の実施

行政評価局が行う政策の評価の効果的・効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。